

末永く、安心してご利用いただくために、お客様の疑問にお答えします

加除式書籍とは？

◆法改正や最新事例の追加等によって「台本(原本)」の内容に改正・増補等が生じた場合、その都度発行する「追録」(有料)と不要な頁を差し替えることで、内容を補正・更新できる形態の書籍です。

=====ここが魅力=====

- 何年経っても情報の「確かさ」と「鮮度」を保ち続けることができる！
- 追録の迅速なお届けにより、法改正や増補を見落とすことなく、常に最新内容で利用できる！
- 法改正の度に買い換える必要がないため、長期的なご利用にあたっては費用負担が少なく経済的！

商品を手にとって検討したい…

◆商品をお手にとって検討したいというお客様は、下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

購入後のメンテナンスは？

- ◆追録の差し替え作業は、無料で行います。弊社社員が直接お伺いし、迅速・正確かつ丁寧に加除作業を行います。
- ◆その他、書籍のページが欠落した、バインダーが壊れた等の不都合が生じた場合も、お気軽に下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

追録は購入しなければならないの？

- ◆常に最新内容でご利用いただけるよう、台本のご購入以降に発行される追録(有料)のご購読もお願いしています。
- ◆追録は、お客様からお届けの停止(購読中止)のご連絡をいただくまでは継続してお届けいたします。
- ◆ご利用条件については、商品ごとの「利用規約(規程)」でご案内しています。
- ◆年間追録代、発行回数等については下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

申し込み方法は？ 支払いは？

- ◆お申し込み方法は以下からお選びください。
 - 下記フリーダイヤルにてお申し込みください。
 - 弊社ホームページ
 - ※ホームページでは、新刊をはじめ各商品の詳しい情報をお届けしています。また、フリーワードやジャンル別等商品検索機能もご活用いただけます。
 - 本カタログと併せてお届けした**申込書**にご記入の上、弊社宛にお申し込みください。
 - お客様の地域を担当する**弊社社員**にお申し込みください。
- ◆お申し込みをいただいた後、商品(台本)と請求書をお届けいたします。
- ◆お支払い方法(一括払い・分割払い等)やお支払いの時期については、同封の申込書に記載しています。ご不明な点は下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

商品に関するご照会・お申し込み・追録差し換えのご依頼は

TEL ☎ 0120-203-694
FAX ☎ 0120-302-640

※お客様の地域を担当する弊社社員へご連絡いただくか、フリーダイヤルをご利用ください。
※フリーダイヤル(TEL)の受付時間は土・日・祝日を除く9:00~17:30です。
※FAXは24時間受け付けておりますので、併せてご利用ください。

ホームページからのお申し込みは

第一法規

<http://www.daiichihoki.co.jp>

※クレジットカードでもお支払いいただけます。
※追録(有料)は、請求書でのお支払いとなります。



第一法規 株式会社
本社
東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560

担当

--



(614490) [1009]
社施 (614495) 2010.9 H5

社会福祉施設を能率よく設置・運営するために

社会福祉施設整備事務便覧

社会福祉施設整備事務研究会 監修

本書の特色

- 1.社会福祉施設整備の実務指針書！**
本書は、社会福祉施設の質的向上、充実整備に関し、その設置基準から助成制度、またその運営に至るまでの法令・通達をわかりやすく体系的に編集した、施設経営者・実務担当者必携の実務手引書です。
- 2.設置基準から補助金・融資までを網羅！**
施設の種別ごとに設置基準の基本法令及び基本通達のすべてを収録するとともに、一般助成および特別財政措置関係の法令・通達まで広範囲にわたり収録しました。
- 3.災害の対策と復旧の法令・通知も収録！**
災害復旧関連の法令・通達(社会福祉施設における防災対策の強化について等)を多数収録し、いざというときの迅速な対応の備えとしました。
- 4.役立つ関係法令と資料！**
必要不可欠の関係法令や関係通達、協定類をはじめ民間資金補助一覧や独立行政法人福祉医療機構の概要など実務上役立つ資料を掲載しました。



A5判・加除式・全3巻
定価31,500円(本体30,000円)

第一法規

内容紹介 (目次抄録)

第1 設置・設備基準

1 一般

〔法令〕 ▶社会福祉法(抄)▷同施行規則(抄)

2 保護施設

〔法令〕 ▶生活保護法(抄)▷同施行規則(抄)
〔通知〕

3 児童福祉施設等

〔法令〕 ▶児童福祉法▷同施行令▷同施行規則
〔通知〕

▷幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について▷次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて▷放課後子どもプラン推進事業の実施について▷重症心身障害児(者)通園事業の取扱いについて

4 母子及び寡婦福祉施設

〔法令〕 ▶母子及び寡婦福祉法▷同施行令▷同施行規則
〔通知〕

▷市町村立母子福祉センターの運営について

5 母子保健施設

〔法令〕 ▶母子保健法▷同施行令▷同施行規則
〔通知〕

▷母子健康センターの設置について

5の2 障害者自立支援法関係

〔法令〕 ▶障害者自立支援法▷施行令▷施行規則
〔通知〕

▷障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準▷障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準▷障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準

6 知的障害者援護施設等

〔法令〕 ▶知的障害者福祉法▷施行令▷施行規則
〔通知〕

▷指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準について▷障害児・知的障害者ホームヘルプサービス事業運営要綱の実施手続等の留意事項について

7 老人福祉施設等

〔法令〕 ▶老人福祉法▷同施行令▷同施行規則
〔通知〕

▷養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について▷特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について▷老人ホームへの入所措置等の指針について▷老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて

社会福祉施設のための法令等を実務に役立つようわかりやすく編集しました。

内容見本 (縮小)

6 地震対策等

〔法令〕 ▶大規模地震対策特別措置法▶地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律▶消防法(抄)

〔通知〕 ▶東南海・南海地震防災対策推進基本計画

第4 災害復旧

〔法令〕 ▶激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(抄)▷同施行令▶災害対策基本法(抄)▷同施行令▶災害弔慰金の支給等に関する法律▷同施行令▶災害救助法▷同施行令▷同施行規則

〔通知〕 ▷災害弔慰金の支給が行われる災害の範囲等の施行について▷災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について

第5 民間補助等

▶お年玉付郵便葉書等に関する法律▷同施行令

第6 融資

1 独立行政法人福祉医療機構

〔法令〕

▶独立行政法人福祉医療機構法▷同施行令
〔通知〕 ▶独立行政法人福祉医療機構業務方法書

2 年金福祉事業団

〔法令〕 ▶(旧)年金福祉事業団法(抄)

3 その他

〔通知〕 ▷有料老人ホームに対する日本開発銀行融資制度の運用について

第7 関係法令通知

〔法令〕 ▶地方自治法(抄)▶地方財政法(抄)▶補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律▶国有財産特別措置法(抄)▶建築基準法(抄)▶消防法(抄)

〔通知〕 ▷社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について▷社会福祉法人の認可について▷特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について

第8 参考

▷社会福祉施設の体系▷民間資金の種類、補助等概要一覧▷独立行政法人福祉医療機構の概要

五の二 障害者自立支援法関係

〔法令〕

○障害者自立支援法(平成十七年七月七日法律第二十三号)

最終改正 平一八・六・二三法九四

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の realization に寄与することを目的とする。

第一 設置・設備基準 五の二 障害者自立支援法関係 障害者自立支援法

会の実現に寄与することを目的とする。

(市町村等の責務)

第二条 市町村(特別区を含む)は、次に掲げる責務を有する。一 障害者が自ら選択した場(以下「障害者等」といふ)に、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な調査及び支援を行うこと。二 障害者等の福祉に関し、必要に応じて、当該市町村の区域における公共職業安定所その他の雇用の促進等に関する法律(以下「労働法」といふ)第二条第七号に規定する措置を講ずること。三 意思疎通について支援を行うこと。四 意思疎通に利用することができる機器等に対する虐待の防止その他の必要な措置を行うこと。

第一 設置・設備基準

第二 一般助成

〔通知〕

○社会福祉施設等施設整備費の国庫負担(補助)について

(平成十七年10月5日 厚生労働省発社援1005003
各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて 厚生労働事務次官)

最終改正 平21.10.6 厚生労働省発社援1006第8

標記の国庫負担(補助)金の交付については、別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」(以下「交付要綱」といふ。)により行うこととされ、平成十七年四月一日から適用することとされたので通知する。

なお、平成三年十一月二十五日厚生省社第409号「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担(補助)について」は廃止する。

おって、平成十六年度以前に交付された国庫負担(補助)金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

さらに、本通知中、社会福祉法人等に対して国庫補助を行うこととされている部分については、貴管内社会福祉法人等に対し、貴職からこの旨通知されたい。

別紙

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱

第1 通則

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、法令又は予算の定めるところに従い、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第255号。以下「適化法施行令」といふ。)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成十二年^{厚生省令第6号}厚生労働省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

第2 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金

(交付の目的)

〔社施三四六〕

〔社施三八九〕

第二 一般助成

社会福祉施設等施設整備費の国庫負担(補助)について

三〇〇一